

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



6 月号

2012 (平成 24) 年
No. 93



元プロ野球選手に教わりました

5月13日、周防大島高校久賀グラウンドで野球教室が開催されました。

当日は、町内や柳井市の小中学生や指導者など約100名が参加し、元プロ野球選手5名からボールの捕り方やバットの振り方などを教わりました。

6月は土砂災害防止月間です 土砂災害から身を守るために・周防大島町土砂災害ハザードマップの活用を！

今年も大雨による崖崩れや河川の氾濫による災害が発生する時期となりました。毎年この時期には全国各地で豪雨による災害が発生しています。

このため、周防大島町では、土砂災害による被害を未然に防止するため、「周防大島町土砂災害ハザードマップ」を作成し、5月に町内全世帯に配布しました。いま一度確認してください。

災害から身を守るためには、避難場所・避難をする道順を決めておく、また、食料品、懐中電灯、飲料水などを入れた非常持ち出し袋を準備しておくなど、日頃の備えが大変重要です。

今回は、大雨による土砂災害による被害を防止するための情報をお伝えします。

▼災害の「前兆現象」・「前ぶれ」

土砂災害が発生する前に「前兆現象」、「前ぶれ」がある場合があります。危険な箇所には日頃から注意し、家族で前兆現象を確認しておきましょう。いつもと違う！、初めて見た・聞いた、異常を感じたらできるだけ早く周りの人と安全な場所に避難しましょう。

また、その際は、役場、柳井土木建築事務所等にご連絡ください。

こんな場所・現象を見たら…、聞いたら… 早めに避難！

●がけ崩れ



- ・がけや斜面に亀裂が入る

●がけ崩れ・地すべり



- ・斜面から水が吹きだす。
- ・斜面の水が濁る

●がけ崩れ・地すべり



- ・小石がバラバラ落ちてくる

●地すべり



- ・地面にひび割が入る

●地すべり



- ・沢や井戸の水が濁る

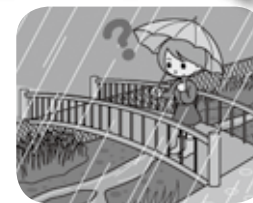
こんな前兆現象に注意！

●土石流



- ・山鳴り、立木の裂ける音などがする

●土石流



- ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる

●土石流



- ・川の水が急激に濁る。
- ・流木が流れてくる

▼大雨警報

平坦地で1時間の雨量が80ミリ以上、その他で1時間に50ミリ以上の降雨が予想される場合に大雨警報が発令されます。

激しい雨により、側溝や下水から水が溢れ、家屋への浸水、土石流やがけ崩れなどの土砂災害が発生する恐れがあります。

警報が発表されたら、十分な警戒が必要です。

▼洪水警報

大雨、長雨により、河川の増水や氾濫、堤防の決壊により、家屋の浸水が予想される場合に発令されます。

▼土砂災害警戒情報

大雨警報が発令され、大雨が予想される中、土砂災害が発生する危険性が特に高くなった場合、避難勧告や自主避難の判断基準として、下関地方気象台と山口県が共同で発表する大変重要な情報です。

周防大島町では、土砂災害警戒情報が発令された場合、町防災行政無線でお知らせします。

介護保険制度

サービスと保険料について

介護保険は、40歳以上のみなさんで介護が必要な方を支え合う制度です。市区町村が主体となっており、加入者のみなさんの保険料と公費を財源に運営しています。

①サービスの使い方について

病気やケガなどで介護保険のサービスが必要と感じられたら、次のような流れで利用することができます。

① 要介護認定を受けます

1 本人または家族が、役場介護保険課または各総合支所、出張所で要介護認定の申請をします。

2 調査員が訪問し、心身の状態について本人や家族から聞き取りを行います。

3 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で、審査・判定します。

4 認定結果通知書と介護保険証を送付します。

② ケアプランを作成します

どんな介護サービスを、いつ、どれだけ利用するかを決める計画をつくりまします。

- 要介護1～要介護5の方
- ・在宅サービスの利用…居宅介護支援事業者へ依頼します。
- ・施設サービスの利用…介護

保険施設と直接契約します。

○要支援1・要支援2の方
・周防大島町地域包括支援センターへ依頼します。

③ ケアプランにもとづいてサービスを利用します

サービスの種類には次のようなものがあります。

○在宅サービス
〈自宅で利用する〉

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行う訪問介護、入浴車が自宅を訪問して、入浴の介助などを行う訪問入浴介護などがあります。

〈施設に通い（泊まり）利用する〉

日帰りで、入浴や食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどを受ける通所介護（デイサービス）や、医療機関や

介護老人保健施設に通い日帰りデイサービスを受け、通所リハビリテーション（デイケア）があります。

また、短期間、介護老人保健施設などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などもあります。

〈生活環境を整える〉
車いすなどの福祉用具貸与や、入浴用のいすなどを購入できます。

また、住宅の手すり取り付けや段差の解消などの改修費用が支給されます。

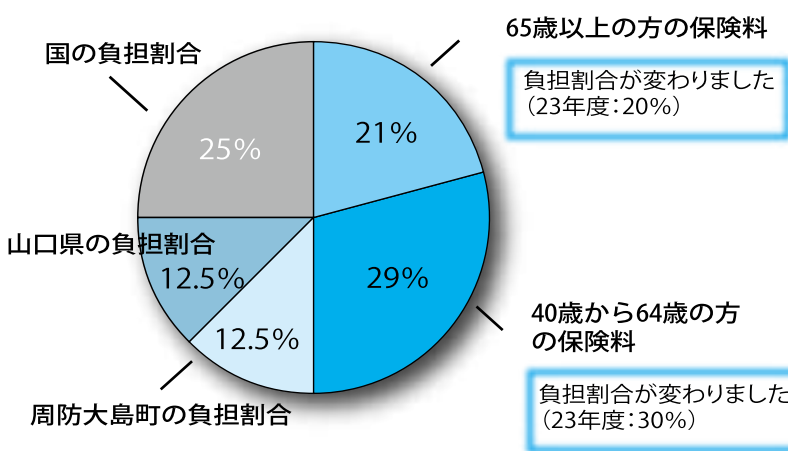
○施設サービス（要介護1～要介護5の方のみ）

介護や医療が長期間必要な方は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所して施設のサービスを利用します。

○地域密着型サービス
認知症の方が、少人数で共同生活を送りながら介護や機

能訓練などを受ける認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や、在宅や通いなどを組み合わせて、介護や機能訓練などを受ける小規模多機能型居宅介護などがあります。

介護保険の財源（在宅サービスの場合の財源内訳）



サービスの利用者負担（原則としてサービスの1割）

②介護保険料について

介護保険は、左記の円グラフのとおり、40歳以上のみなさんに納めていただく介護保険料と公費を財源に運営しています。誰もが安心してサービスを利用できるように、介護保険料は必ず納めましょう。

介護保険制度では、制度を持続的に運営するために、3年ごとに事業計画の見直しを行っています。
周防大島町でも高齢化が進み、介護保険のサービスの利用者や利用量が増大している現状を踏まえて、平成24年度から平成26年度までの第5期計画を策定し、必要な介護保険サービスの費用をまかなうために新たに保険料を算定しました。

○65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の方の保険料は財源の負担割合の変更や増大する介護サービス費用をまかなうために算出された介護保険料基準額をもとに、所得に応じて分かれています。

●第5期（24～26年度）保険料 保険料基準額 63,000円（年額）

所得段階	対象者	算定式	保険料（年額）
第1段階	○生活保護受給者 ○町民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	基準額 × 0.50	31,500円
第2段階	本人が町民税非課税 世帯が町民税非課税世帯	合計所得金額 + 課税年金収入が 80万円以下	基準額 × 0.60
特例 第3段階		合計所得金額 + 課税年金収入が 120万円以下	基準額 × 0.70
第3段階		第2段階、特例第3段階以外	基準額 × 0.75
特例 第4段階	本人が町民税非課税 世帯が町民税課税世帯	合計所得金額 + 課税年金収入が 80万円以下	基準額 × 0.85
第4段階		特例第4段階以外	基準額 × 1.00
第5段階	本人が町民税課税	本人の合計所得金額が125万円未満	基準額 × 1.10
第6段階		本人の合計所得金額が190万円未満	基準額 × 1.25
第7段階		本人の合計所得金額が190万円以上	基準額 × 1.50

※課税年金収入＝老齢年金等の収入（遺族、障害年金等の非課税年金以外）

※老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方が受給している年金です。

○介護保険料の納め方

■40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険の保険料と合わせて納めます。

■65歳以上の方の保険料

・受給する年金が年額18万円以上の方（月額1万5千円以上の方）

特別徴収で納めます。年金の支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

・受給する年金が年額18万円未満の方や年度の途中で65歳になった方など

普通徴収で納めます。役場から送付される納付書または口座振替で個別に納めます。

■納付場所

各総合支所、各出張所、納付書に記載された町の指定金融機関等で納めます。

※保険料を納め忘れないために、便利で確実な口座振替をおすすめします。町指定の金融機関で手続きできます。

○保険料を納めないでいると

介護サービスを利用した際の利用者負担は、通常は介護給付費の1割ですが、滞納期間に応じて、利用者が費用の全額をいったん自己負担することになったり、利用者負担が1割から3割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

※平成24年度介護保険料納入通知書（決定通知書）については、7月中旬に郵送します。

◆問い合わせ 介護保険課 介護保険班 ☎0820（77）5503

平成 23 年度下半期 (10 月～3 月末)

町の財政状況を公表します

◆一般会計歳入歳出予算及び収入済額・支出済額 (3 月末)

科 目		予算額	収入済額	予算対比
歳入	町 税	13 億 6,344 万円	13 億 8,159 万 9 千円	101.3%
	地 方 譲 与 税 ・ 交 付 金	3 億 3,125 万 1 千円	3 億 6,377 万 9 千円	109.8%
	地 方 交 付 税	84 億 3,376 万 8 千円	88 億 3,219 万 2 千円	104.7%
	分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 使 用 料 ・ 手 数 料	2 億 9,981 万 3 千円	2 億 7,221 万 1 千円	90.8%
	国 庫 支 出 金	11 億 7 万 7 千円	9 億 6,067 万 8 千円	87.3%
	県 支 出 金	12 億 603 万 2 千円	5 億 4,649 万 6 千円	45.3%
	繰 入 金	8,193 万 7 千円	3,744 万 3 千円	45.7%
	繰 越 金	11 億 5,206 万 1 千円	11 億 5,206 万 1 千円	100.0%
	町 債	14 億 564 万 5 千円	4,910 万円	3.5%
	その他 (財産収入・寄付金・諸収入)	2 億 5,802 万 5 千円	2 億 2,556 万 2 千円	87.4%
一 般 会 計 歳 入 合 計		156 億 3,204 万 9 千円	138 億 2,112 万 1 千円	88.4%

科 目		予算額	支出済額	予算対比
歳出	議 会 費	1 億 4,187 万 7 千円	1 億 3,948 万 7 千円	98.3%
	総 務 費	30 億 5,259 万 2 千円	22 億 3,960 万 6 千円	73.4%
	民 生 費	23 億 5,258 万円	21 億 2,587 万 2 千円	90.4%
	衛 生 費	7 億 9,773 万円	7 億 1,008 万円	89.0%
	農 林 水 産 業 費	9 億 8,063 万 1 千円	5 億 8,074 万 5 千円	59.2%
	商 工 費	4 億 2,495 万 1 千円	3 億 7,291 万円	87.8%
	土 木 費	6 億 7,746 万 3 千円	4 億 8,701 万円	71.9%
	消 防 費	6 億 4,217 万 1 千円	5 億 6,611 万 1 千円	88.2%
	教 育 費	12 億 226 万 1 千円	10 億 562 万 6 千円	83.6%
	公 債 費	24 億 6,719 万 6 千円	22 億 1,857 万 9 千円	89.9%
	その他 (災害復旧費・諸支出金・予備費)	28 億 9,259 万 7 千円	10 億 2,466 万 4 千円	35.4%
	一 般 会 計 歳 出 合 計		156 億 3,204 万 9 千円	114 億 7,069 万円

◆特別会計歳入歳出予算及び収入済額・支出済額 (3 月末)

会 計 名	予算額	収入済額	予算対比	支出済額	予算対比
国 民 健 康 保 険	35 億 9,570 万 7 千円	28 億 2,089 万 2 千円	78.5%	32 億 4,936 万 5 千円	90.4%
後 期 高 齢 者 医 療	4 億 1,393 万 1 千円	3 億 7,967 万 9 千円	91.7%	3 億 3,976 万 3 千円	82.1%
介 護 保 険	32 億 4,287 万 9 千円	25 億 2,654 万円	77.9%	29 億 4,424 万 7 千円	90.8%
簡 易 水 道	10 億 1,866 万 1 千円	4 億 3,030 万 5 千円	42.2%	8 億 6,640 万 9 千円	85.1%
下 水 道	4 億 5,018 万 5 千円	1 億 2,869 万 8 千円	28.6%	3 億 9,716 万 9 千円	88.2%
農 業 集 落 排 水	3 億 1,699 万 9 千円	6,292 万 7 千円	19.9%	2 億 6,880 万 4 千円	84.8%
漁 業 集 落 排 水	2,910 万 7 千円	358 万 3 千円	12.3%	2,590 万 6 千円	89.0%
渡 船	7,641 万 6 千円	6,815 万 5 千円	89.2%	7,212 万 7 千円	94.4%
合 計	91 億 4,388 万 5 千円	64 億 2,077 万 9 千円	70.2%	81 億 6,379 万円	89.3%

◆公営企業局 (病院事業) 歳入歳出予算及び収入済額・支出済額 (3 月末)

会 計 名	収 入			支 出		
	予算額	収入済額	予算対比	予算額	支出済額	予算対比
収益的収入及び支出	46 億 1,138 万 3 千円	41 億 8,134 万 2 千円	90.7%	46 億 1,137 万 5 千円	44 億 4,951 万 1 千円	96.5%
資本的収入及び支出	10 億 6,645 万円	8 億 6,705 万円	81.3%	9 億 5,377 万 1 千円	9 億 5,376 万 4 千円	100.0%

◆町有財産の状況（3月末現在）

土	地	1,550,515.72 m ²
建	物	215,354.17 m ²
山	林	6,802,005 m ²
有価証券・出資による権利		51億6,413万2,875円
基 金	財政調整基金	28億877万3,794円
	減債基金	3億5,274万124円
	県収入証紙購入基金	300万円
	奨学資金貸付基金	4,288万4,418円
	福祉振興基金	2億8,059万731円
	国民健康保険基金	5,073万9,093円
	介護給付費準備基金	0円
	介護従事者処遇改善臨時特例基金	0円
	ふるさと創生基金	4億736万5,809円
	ちびっ子医療費助成事業基金	3,255万7,868円
	福祉医療費一部負担金事業基金	2,859万9,823円
	観光振興事業助成基金	4,177万9,280円
	土地開発基金（現金）	1億7,291万202円
	土地開発基金（土地）	9,769万6,632円
	中山間ふるさと水と土保全基金	3,113万672円
	ふるさと応援基金	507万9,298円
C A T V加入促進事業基金	5,943万9,945円	
外国語活動推進事業基金	4,786万6,147円	
基金合計		44億6,315万3,836円

◆町債残高の状況（会計別3月末）

一 般 会 計	202億6,712万8千円
特 別 会 計	
簡易水道会計	30億7,669万円
下水道会計	19億6,880万4千円
農業集落排水会計	20億2,157万8千円
漁業集落排水会計	1億6,721万4千円
渡船事業会計	63万9千円
公営企業局会計（病院事業）	83億8,724万3千円
合 計	358億8,929万6千円

◆一時借入金の状況

3月末現在高	8億円
--------	-----

外国人住民の

住民基本台帳制度がスタートします

〈外国人登録法は廃止されます〉

7月9日から、外国人住民の方にも日本人と同様に「住民票」が作成されます。

○外国人住民の方も住民票が作成されます。日本人と外国人で構成される世帯の場合でも、世帯全員が記載された住民票の写しが発行可能になります。

○外国人住民の方も転出届をして、転出証明書交付を受けた後、転入先の市町村に転入届をする必要があります。
○在留資格や在留期間の変更の届出が地方入国管理局のみへの届出で済みます。

■対象となる方

- ・中長期在留者（在留カード交付対象者）
 - ・特別永住者等（特別永住者証明書交付対象者）
 - ・一時庇護許可者または仮滞在許可者
 - ・出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者
- ※対象となる方には個別で通知しています。

■お願い

7月8日までは、現在の外国人登録法に基づいた手続きが必要です。
居住地、在留期間、在留資格等の登録内容に変更が生じましたら、外国人登録の変更登録申請をお願いします。

■問い合わせ

総務課 戸籍住基班 ☎0820(74)1010

幸せに暮らせるまちづくりのために・・・

町のよさ ②

② 働く意欲の湧き出る町

■新規就農者確保事業 1,230万円

農業の担い手を確保するための新規就農支援として、新規就農者育成補助金の対象を拡大します。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

今月号は、②働く意欲の湧き出る町の主要事業について紹介します。

■鳥獣被害防止施設等整備事業 1,100万円

イノシシ等の被害を防止するために設置する防護柵等に対し助成を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■やまぐち集落営農生産拡大事業 2,666万7千円

園内作業道、防風施設、灌水施設、防鳥ネット、雨よけハウス等の整備に対し助成を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002



▲イノシシ被害防止防護柵

■団体営ため池等整備事業 502万円

ため池等の農業用施設を改修し、農業基盤整備を行い維持管理の労力軽減、危険ため池の解消を図ります。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■有害鳥獣捕獲事業 1,323万6千円

イノシシ、タヌキ、カラスなどの有害鳥獣の捕獲を行います。

◆問い合わせ 農林課 ☎0820(79)1002

■ニューフィッシャー確保育成推進事業 347万5千円

漁業の担い手の育成支援を行います。

◆問い合わせ 水産課 ☎0820(79)1004



▲体験型修学旅行

■体験交流型観光推進事業 413万3千円

体験型修学旅行の誘致や受入を推進し、交流人口の拡大や地域の活性化を図ります。

◆問い合わせ 商工観光課 ☎0820(79)1003

暮らしの中に図書館を！！

ご自宅からインターネットを利用して予約・検索できます。

<http://tosho.town.suo-oshima.lg.jp/opac/> または町公式ホームページからアクセスしてください。

◆問い合わせ 久賀図書館 ☎0820(72)2520

受章

◆瑞宝双光章

田村好美さん（椋野）
（元公立学校校長）



◆瑞宝双光章

大田勝視さん（東安下庄）
（危険業務従事者）



周防大島町・カウアイ島姉妹島
提携50周年記念前年祭を開催します
7月21日(土)・22日(日)

大島郡とハワイ州カウアイ島は、ハワイ移民の歴史を背景に昭和38年6月22日、姉妹島提携を締結しました。これを機に、文化、産業、スポーツ交流など、多岐にわたる交流活動を展開してきました。

平成25年に姉妹島提携50周年を迎えるにあたり、周防大島町、カウアイ島が共に培ってきた姉妹島の絆をより強固なものとし、皆様とともに50周年前年のお祝いをすため、このたびカウアイ市長をお迎えして姉妹島提携50周年記念前年祭を開催します。

前年祭では、記念式典、カウアイ島・いわき市スパリゾートハワイアンズフラガールのフラ他、もちまき、物産展などを行いますので、多数の方のご来場をお待ちしています。

■日時・内容

▼7月21日(土)

○午前10時～

・「きずな」友好・姉妹都市物産展（カウアイ島／福島県い

わき市／滋賀県守山市／沖縄県石垣市／周防大島町）

○午前10時30分～

・記念式典

カウアイ島フラガールフラ、

いわき市スパリゾートハワイ

アンズフラガールフラ、ケイ

キフラ

・記念植樹

・もちまき

○会場

グリーンステイながうら

▼7月22日(日)

○午前10時～午後1時

・「きずな」友好・姉妹都市物

産展

・カウアイ島フラガールフラ

・いわき市スパリゾートハ

ワイアンズフラガールフラ

○会場

道の駅サザンセトとうわ

■主催

周防大島町

（山口県大島郡国際文化協会

■問い合わせ

政策企画課

☎0820（74）1007

労働保険年度更新の
申告書受付相談会を開催します

労働保険に係る平成23年度分の確定保険料と平成24年度分の概算保険料の申告・納付手続は6月1日から7月10日までの間に行ってください。

下記の通り申告書の記入相談・受理、保険料の納付などができる「申告書受付相談会」を開催しますのでご利用ください。

◆日時 6月28日(木)

午前10時から午後3時

◆場所 久賀総合センター 児童室

◆問い合わせ

山口労働局 労働保険徴収室

☎083（995）0366

『ごくろうさま：ハワイの日系二世
BRIAN Y.SATO 写真展』
を開催します

ハワイの日系二世を記録した作品による写真展を開催します。

◆会場・期間

○久賀総合センター講義室（2階） 6月28日(木)～7月3日(火)

○橘総合センターロビー 7月5日(木)～7月10日(火)

○文化交流センター研修室 7月12日(木)～7月17日(火)

○大島文化センターロビー 7月19日(木)～7月24日(火)

◆展示時間 午前9時～午後5時

◆観覧料 無料

◆主催 周防大島町・周防大島町教育委員会・（山口県大島郡国際文化協会

◆問い合わせ

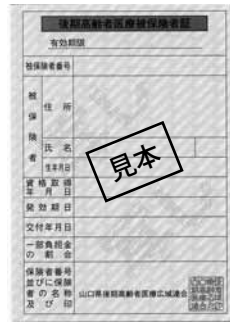
社会教育課 ☎0820（78）2205

◆後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ◆

保険証と保険料についてのお知らせ

① 保険証の更新について

◆新しい保険証は
みどり色です



▲ 8月1日からの
保険証 (みどり色)

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までとなっております。

8月1日からお使いいただく新しい保険証(みどり色)は7月中旬頃に被保険者のお宅に簡易書留でお届けします。現在お持ちの保険証(うすいむらさき色)は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。(返却は不要です)

※簡易書留は受け取り印が必要になりますので、入院などでご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所以外に送付を希望される場合は、事前に各総合支所・出張所で

送付先変更の手続きをしてください。(印鑑が必要になります)

◆点字シールを貼った 保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。

ご希望の方は、健康増進課医療保険班へ6月29日(金)までにご連絡いただきますようお願いいたします。

② 保険料について

◆保険料額決定通知書の 送付について

平成24年度の保険料について、保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬にお送りします。

納付方法や納期限は、通知書に記載されていますのでご確認ください。

◆保険料の納め方は 次の2つの方法によります

○特別徴収

(年金からの天引き)となる方
昨年12月1日までに後期高齢者医療

保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

○普通徴収

(納付書または口座振替での納付)となる方

特別徴収に該当されない方は、普通徴収となります。(口座振替の手続きをされていない方は納付書での納付となります)

◆保険料のお支払い方法を 口座振替に変更できます

納付書でのお支払い対象の方で口座振替への変更をご希望される場合は、振替を希望する金融機関へ①振替口座の預金通帳②通帳のお届け印をお持ちいただき、手続きをお願いします。

すでに特別徴収(年金からのお支払い)の方も、役場の窓口へ申請することにより、保険料の支払い方法を、特

別徴収から口座振替(金融機関口座からのお支払い)へ変更することができます。手続きは最初に、振替を希望する金融機関で口座振替の手続きをお願いします。その後、役場の窓口へ「口座振替依頼書(お客様控)」をお持ちになり「納付方法変更申出書」を提出してください。

また、すでに口座振替で納付いただいている場合は、役場の窓口へ「納付方法変更申出書」のみを提出してください。(口座振替の申し込みだけでは特別徴収は中止となりません)後期高齢者医療保険の被保険者本人だけでなく、家族などの口座からも口座振替ができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人(支払った家族など)に適用されます。

※世帯全体の所得税や住民税の税額が少なくなる場合があります。

◆問い合わせ

健康増進課 医療保険班
☎0820(77)5502

不正大麻・けし撲滅運動を実施しています

5月1日から6月30日までの2か月間「不正大麻・けし撲滅運動」が全国一斉に実施されています。

麻薬の中で、乱用されて社会問題となるのが、けしから取れるアヘンやモルヒネです。

けしの中でも、「おにげし」や「ひなげし」などは、麻薬成分を含んでおらず観賞用として植えても良いのですが、「セティゲルム種」、「ソムニフェルム種」のけしや「ハカマオニゲシ」は麻薬成分を含んでおり、勝手に植えてはいけません。

また、大麻も麻酔性の成分を含んでいるため、勝手に植えることはできません。

■「セティゲルム種」

「ソムニフェルム種」の見分け方

- 全体が白っぽい緑色である。
- 葉のまわりの切れ込みが浅く、つけ根が茎を抱きこんでいる。



■「ハカマオニゲシ」の見分け方

- 花の色が深紅色である。
- 花の下に4～8個のハカマ（苞葉：ほうよう）がある。
- 花びらの基部に黒紫色の斑点がある。



■大麻の見分け方

- 葉にノコギリ状の切れ込みがある。
- 葉は3～9枚の小葉が集まり手のひらのような形をしている。



大麻、植えてはいけないけしを発見した時や見分け方が分からない時は、最寄りの県健康福祉センター（環境保健所）または警察署に連絡してください。

◆問い合わせ 柳井健康福祉センター 環境衛生薬事班 ☎0820(22)3631

介護保険負担限度額認定更新

および利用者負担軽減の更新について

○介護保険負担限度額の認定更新

介護保険施設の入所者やショートステイのサービスを受けられている方は、居住費と食事の全額を本人負担していただくことになっていきます。なお、市町村民税世帯非課税の方や生活保護受給世帯の方については、本人負担額の上限を定め、負担が軽減される制度があります。7月から、この制度の更新時期となりますので、該当すると思われる方は、早めに申請してください。

○社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

■対象者

市町村民税世帯非課税である世帯に属する方で、次の要件をすべて満たす方。

- ①年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えることに50万円を加算した額以下であること。
- ②預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えることに100万円を加算した額以下であること。

③日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤介護保険料を滞納していないこと。

■対象となるサービス

・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護

■負担軽減の割合

・利用者負担額（1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25）
・高齢福祉年金受給者は、利用者負担額、食費、居住費または滞在費の100分の50

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。

■申請および問い合わせ

介護保険課 介護保険班
☎0820(77)5503
または、各総合支所、各出張所

《開放期間》 6月24日(日)～9月30日(日)

利用時間・料金など			
区分	時間	中学生以下	高校生以下
A	13:15～15:00	50円	100円
B	15:15～17:00	50円	100円
C	19:00～21:00	100円	150円
SS	18:30～20:00	泳げない幼児・児童の水泳教室	
AQ1	10:30～11:30	アクアビクス教室 昼間	
AQ2	17:30～18:30	アクアビクス教室 夕方	

※町外に居住する方が利用する場合は、料金が2倍です。

〈6月プール開放日〉

23日(土)	ヨット体験会	30日(土)	A、B
24日(日)	A、B		

〈7月プール開放日〉

1日(日)	県大会、C	21日(土)	A、B、AQ2、C
3日(火)	C	22日(日)	A、B、C
5日(木)	C	23日(月)	SS
7日(土)	A、B、C	24日(火)	A、B、C
8日(日)	A、B、C	25日(水)	レスキューチャレンジ、SS
10日(火)	C	26日(木)	AQ1、A、B、C
12日(木)	C	27日(金)	小体連、B、SS
14日(土)	A、B、C	28日(土)	A、B、AQ2、C
15日(日)	A、B、C	29日(日)	A、B、C
17日(火)	C	30日(月)	SS
19日(木)	C	31日(火)	A、B、C

8月・9月のプール日程は来月の広報すおう大島で掲載します。

◆問い合わせ 周防大島町B & G海洋センター
☎0820(74)5300

狩猟免許試験日程

区分	日時	場所	申込期限
第1回	7月8日(日) 午前9時～午後4時	柳井市文化福祉会館 (柳井市柳井3718)	6月29日(金) 午後5時
第2回	7月22日(日) 午前9時～午後4時	下松市地域交流センター (下松市生野屋南1丁目11-1)	7月13日(金) 午後5時
第3回	8月5日(日) 午前9時～午後4時	山口県総合保健会館 (山口市吉敷下東3丁目1-1)	7月27日(金) 午後5時
第4回	8月26日(日) 午前9時～午後4時	下関市菊川ふれあい会館 (下関市菊川町下岡枝117)	8月17日(金) 午後5時
第5回	9月2日(日) 午前9時～午後4時	美祢市民会館 (美祢市大嶺町東分326-1)	8月24日(金) 午後5時

※試験の前日に、同会場において、山口県猟友会主催による狩猟者講習会が開催されます。

■問い合わせ
農林課 ☎0820(79)1002
岩国農林事務所 森林部 ☎0827(29)1567

や な い 警

察

署

だ

よ

り

不法滞在
不法就労防止にご理解とご協力を!

我が国の不法滞在者数は約9万～10万人と推定されています。

- 不法滞在者の多くが不法就労
- その背後には、斡旋ブローカーや暴力団の影響
- その結果、過酷な労働条件(低賃金、長時間労働、劣悪な居住環境等)
- 更には、過酷な労働条件が国際問題に発展
- 不法滞在者の一部は、外国人窃盗団等の国際犯罪組織に関与
- その結果、我が国の治安悪化要因

「不法滞在」や「不法就労」に関する情報がありましたら、柳井警察署か最寄りの交番・駐在所へお知らせください。



◆問い合わせ
周防大島幹部交番 ☎0820(72)0110
柳井警察署 ☎0820(23)0110

有害鳥獣捕獲には免許が必要です

イノシシ等の有害鳥獣捕獲は無免許ではできません。周防大島町ではイノシシ・タヌキ・カラスを有害鳥獣に指定し、山口県猟友会大島支部へ委託して捕獲しています。捕獲に携わる者は、狩猟免許取得は勿論のこと、山口県の狩猟者登録および山口県猟友会大島支部の会員になることが必須です。免許の取得や更新には毎年多くの経費がかかりますが、有害鳥獣の捕獲にご協力いただくことを条件に、町・JAがその大半を事後で補填します。周防大島町ではイノシシ等の有害鳥獣捕獲者が不足しています。山口県では今年度、狩猟免許試験が左表の県下5か所で開催されます。この機会に捕獲に携わることが可能な方はぜひ、狩猟免許を取得していただき、農作物被害防止にご協力ください。



▲阿南準郎さん（広島・近鉄）
主に守備（内野）・打撃を指導



▲渡辺弘基さん（阪急・広島）
主に基本動作・打撃を指導



▲小川達明さん（広島・ダイエー）
主に守備（外野）・打撃を指導



▲浜本龍治さん（西武）
主に守備（キャッチャー）・打撃を指導



▲小林敦美さん（阪急・リッパス）
主に投手・打撃を指導

5月13日

野球教室

周防大島高校久賀グラウンド

日本プロ野球OBクラブ主催による全国少年少女野球教室は5月13日に全国各地で同時に開催され、約1万2千人が元プロ野球の選手からアドバイスを受けました。

周防大島町で行われた野球教室の様子を掲載します。

▲講師紹介



▲審判講習会

野球教室とは別に、元セリーグ審判員、山本寿之さん（写真右）による審判の講習会も開催されました。



▲カーブ監督時代に優勝した経験をもつ阿南さん。うまくなるためには「野球を好きになって、とにかく練習すること。」と、子どもたちに教えました。



▲小川さんは自らバットを振り、腕だけで振るのではなく、腰の回転を使って体全体でバットを振る大切さを教えました。



周防大島での
野球教室の日程

時間	日時
10:00	開会式
10:15	準備運動
10:30	キャッチボール
10:50	守備練習
11:40	休憩
11:50	打撃練習
12:50	閉会式

— 野球教室を終えて —

今日教室を行って、技術的にいいセンスをもった選手がいると思いました。

今回の教室がきっかけとなり、10年後ぐらいにここ周防大島からプロ野球選手が誕生したらうれしい限りです。



閉会式での総評
渡辺弘基さん

僕はカーブのファンで、元カーブの選手から守備や打撃のことを教えてもらい、うれしかったです。

ボールを打つ時のバットの運びかたなどは大変参考になり、次の試合から生かせると思いました。



東和中学校 3年
松本浩平くん

ほうでえ～

ありゃ～のう

周防大島町の話題

5月10日
▶ 大阪市港南中学校 離村式



5月8日から10日まで、大阪市港南中学校3年生188名が、民泊を伴う体験型修学旅行で周防大島町を訪れました。生徒は8日の夕方に周防大島に到着し、9日の入村式の後、それぞれの受入人家で家業体験を行い、10日の離村式で受入人家の方とお別れをしました。
5月には港南中学校のほか、5校が修学旅行で町を訪れ体験プログラムなどを体験しました。本年度、町では体験型修学旅行で小中高24校、約4300人を受入れます。

今年の体験型修学旅行の受入れが
スタートしました



◀ 5月28日
大阪市高津中学校
体験プログラム
(カヌー体験)

▶ 町陸上競技場をステージに開催されたフラダンスの様子



島の恵みフェスタ



▲瀬戸内海環境シンポジウムの様子

5月19日・20日の2日間、周防大島町と周防大島観光協会、中国新聞との共催による「瀬戸内海環境シンポジウム・島の恵みフェスタ」が町陸上競技場周辺で開催されました。
19日に開催された瀬戸内海環境シンポジウムでは周防大島に生息するニホンアワサングについて活発な議論が行われました。
またシンポジウムのほか、フラダンスの披露や、地元の農産物などの販売なども行われ、2日間で約1万7千人の方が来場し、来場者は周防大島の魅力を満喫しました。

大島で農業を始める方のために

▶周防大島みかんいきいき
営農塾開講式であいさつす
る、椎木営農塾長



5月15日、みかん産地に新たな担い手を育成するために開催されている、「周防大島みかんいきいき営農塾」の開講式が柑橘つ新興センターで行われました。今年で11期生となる受講生は51名。毎月1回の講義で、みかん作りの基礎となる施肥、薬剤防除やせん定の方法などを1年間をかけて学びます。

また、5月23日には「JA生き活き帰農塾」も開講しました。今年で8期生となる受講生33名は、野菜づくりの基礎などを学びます。

柳井警察署が 建て替わりました

周防大島町を管轄区域とする柳井警察署がこのたび建て替えられ、5月11日に竣工式が行われました。

新しい警察署は高齢者等に配慮したバリアフリー化で設計され、また非常用発電機を屋上に設置するなど防災・耐震化にも優れており、災害発生時の拠点施設として整備されています。



▲以前の警察署の隣接に建て替わった柳井警察署

中高一貫教育だより ⑩

周防大島高等学校と、久賀中学校、大島中学校、東和中学校、安下庄中学校の町内4中学校は地域連携型中高一貫教育を行っています。ここでは、その取組を紹介していきます。

○第一回中高一貫教育合同研修会

4月4日に周防大島高校久賀校舎において、連携中学校と高校の教員が一堂に会し、第一回中高合同研修会が開催されました。

全体会の後、高校の中高一貫教育部主任が、昨年度までの取組について説明しました。次に教科部会を行い、教員間の連携を深めるとともに本年度の課題や目標などを協議しました。

その後、各分掌の専門部会が行われ、今年度の中高一貫教育がスタートしました。



▲合同研修会の様子

○中高一貫カウンセリング

連携中学校出身の高校一年次生を対象に、中学校の教員が来校しカウンセリングを行います。まだ慣れない高校生活についての不安や心配ごと、悩みなどを相談し、少しでも解消することで、高校生活への円滑な移行を実現することを目的としています。



○交流授業が始まりました！

5月のゴールデンウィーク明けから交流授業が始まりました。国語・数学・英語・音楽・保健体育の五教科において、中高教員のチームティーチングによる授業が行われています。

中学校から高校へ、高校から中学校へそれぞれの教員が出向き、いっしょに授業をすることで、生徒一人ひとりにきめ細かい指導を行うことができます。

■問い合わせ 事務局

周防大島高等学校
☎0820(77)1048



お知らせのコーナー

募集

「文化サポーター」の
スタッフを募集!

周防大島町文化振興会では、地域文化の振興を図ることを目的とした「文化サポーター」のスタッフを募集しています。

■応募資格 町内に在住、在勤、在学している高校生以上の方（団体での応募可）
※保護者及び在学している学校の許可を得た場合は小中学生も可能
■活動内容 文化振興会が主催・後援する文化事業で、次のような業務にご協力いただく

きます。

・会場設営、受付、案内など、運営業務全般
・イベントの企画、準備、PR、連絡など

・活動中の事故等に備え、文化振興会でボランティア保険に加入します

※万一の怪我等については、ボランティア保険の範囲内で対応します。

■活動依頼 登録者の中から、各イベントの内容や開催場所等を考慮し、文化振興会から依頼し従事していただきます。

※都合のつかない場合は、お断りいただいても構いません。また交通費や謝礼はありません。

■活動期間 登録してから平

成25年3月末日まで

■申し込み方法 所定の申し込み用紙に必要事項を記入され、社会教育課又は各公民館までご提出ください。

■問い合わせ

周防大島町文化振興会事務局（社会教育課内）
☎0820（78）2205

「チャレンジショップ道の駅サザンセットとうわ」
出店者を募集

町および道の駅指定管理者ではチャレンジショップの出店者を募集します。

■場所

道の駅サザンセットとうわ

周防大島町大字西方

1958-77

■募集店舗数

1店舗（第C号）

■応募業種

農産物・同加工品（農業者）

海産物・同加工品（漁業者）

物販（小売業者）

■契約期間

9月1日から平成26年3月31日まで

■申し込み

出店応募申込書等に必要事項を記入のうえ募集期間内に町商工観光課へ持参してください。（申込書等の様式は町

ホームページよりダウンロードできます。）

■募集期間

7月2日（月）～7月12日（木）

※詳細は、町ホームページをご覧ください。お問い合わせ

■問い合わせ

商工観光課
☎0820（79）1003

市民農園借受者を募集

あなたも土にふれあってみませんか！町では、市民農園の借受者を募集します。募集要領は次のとおりです。

○周防大島町野菜農園（東三浦）

■募集区画 10区画

（1区画約20～50㎡

区画によって異なります。）

○クカインガルデン（久賀）

■募集区画 2区画

（1区画約24㎡）

■募集期限 7月13日（金）

■貸付料 年間80円/㎡

■申し込み

申込書に必要事項を記入のうえ、募集期限内に農林課へ提出してください。（申込書は希望者に郵送します。）

※応募者多数の場合は抽選となります。

※貸付条件等の詳細は、農林

課へお問い合わせください。

■問い合わせ 農林課

☎0820（79）1002

滞在型市民農園

「ガルテンヴィラ大島」

利用者を募集

宿泊施設付きの市民農園です。初心者への野菜づくりの指導も実施しています。興味のある方は、農林課までお知らせください。

■募集区画

1区画（1号棟）

※応募者多数の場合は抽選となります。

■利用料

25万7520円

※8月から平成25年3月までの利用料

■利用期間

8月から

（最長5年間まで更新可能）

■募集期限 7月13日（金）

■問い合わせ 農林課

☎0820（79）1002

東和ふるさとセンター

夏期アルバイトを募集

■募集人員

・片添ヶ浜海水浴場
・片添ヶ浜温泉遊湯ランド
・片添ヶ浜オートキャンプ場
・片添ヶ浜オートキャンプ場

- ・(コテージ)
- ・逗子ヶ浜海水浴場
- ・どちらの施設も若干名

■勤務内容

- ・環境整備
- ・宿泊施設掃除
- ・受付業務
- ・その他の軽作業など

■期間

7月中旬～8月下旬

土、日勤務可能な方

■勤務時間

- ・午前8時30分～午後5時
- ・(遊湯ランドについては午後4時～10時まで)
- ・コテージについては正午～午後3時まで)

※採用者決定次第、募集は終了させていただきます。詳細については(株)東和ふるさとセンターへお問い合わせください。

■問い合わせ

(株)東和ふるさとセンター

☎0820(78)0848

木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業について

町では、地震災害対策の一つとして、「木造住宅耐震改修補助事業」を実施しております。

これは、木造住宅の耐震改修工事に係る費用の3分の2

を補助する制度で、最大で60万円を限度に町が助成します。

また、「木造住宅耐震診断」

は一般診断法により建物の構造評点を算出するもので、木造住宅の耐震改修補助を受ける際には必要となります。町では平成17年度より無料で実施しており、今年度も引き続き30戸の調査を予定しておりますが、予定戸数を超えた場合は、選考により来年度の調査にさせていただきます。あらかじめご了承ください。

○耐震診断

■対象

- ・次の要件をすべて満たせば耐震診断を受けられます。
- ・一戸建て木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法で建築されたもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・1戸建ての専用住宅(住宅部分が50%以上の併用住宅も含む)
- ・3階建て以下で現に居住しているもの

■申込方法

今月、自治会回覧する記入例を参考に各総合支所、出張所に備えてある申込書に必要書類を添えて役場総務課(大

島庁舎)または各総合支所出張所に提出してください。

■募集期間

6月15日(金)～7月31日(火)

○耐震改修

■対象

次の要件をすべて満たせば耐震改修補助を受けられます。

- ・耐震診断済みの一戸建て木造住宅で、上部構造評点が1.0未満のもの
- ・耐震改修工事により上部構造評点が0.7以上に向上するもの
- ・今年度中に改修工事に着手し、完了するもの
- ・町税を滞納していない人

■申請方法

次の書類と印鑑を持参し、総務課(大島庁舎)で手続きしてください。

- ・対象住宅の固定資産評価証明書
- ・耐震診断結果報告書
- ・改修後の上部構造評点が確認できる補強計画書
- ・改修工事費の見積書、内訳書

■問い合わせ

総務課

☎0820(74)1000

こんにちは母推です

周防大島町母子保健推進協議会

会長 小柳さおり



私たち、母子保健推進員(母推)は、町から委託を受けて、妊婦さんや乳幼児のご家庭を訪問したり、親子交流会を開催しています。

今年度は「すくすく育てよう きんぎょっ子」をスローガンに「親子の絆づくり♡心がけよう 笑顔で子育て♡」と目標をかかげ、笑顔で子育てができるよう私たち母推が子育てサポーターとなり、声かけや育児相談などのお手伝いを行いお母さんとこどもの健康づくりに取り組んでいます。

毎年6月4日は「むし歯予防」の日です。母推は親子交流会で、むし歯ゼロっ子表彰(3歳児健康診査でむし歯がなかったお子さんの表彰)やむし歯に関する劇を行うなどむし歯を予防する活動を行っています。



▲劇「サンタの魔法の歯ブラシ」



▲むし歯ゼロっ子表彰

お知らせ

6月は児童手当

「現況届」の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

(※公務員の方は、勤務先へ提出してください。)

■提出期限 6月29日(金)まで

■現況届に必要なもの

印鑑、申請者の健康保険証(厚生年金等加入者の場合)、課税情報の確認に係る同意書等

※右記以外の書類を提出する必要がある場合があります。

■受給資格

中学校修了前(15歳到達後、最初の3月31日まで)の子どもを養育している人

■児童手当の額

- ・3歳未満 月額1万5千円
- ・3歳以上〜小学校修了前 月額1万円(第3子以降は1万5千円)
- ・中学生 月額1万円

ただし、所得制限以上の場合は右記の月額は適用されず、子ども1人あたり月額5千円が支給されます。
※第3子の数え方に関する補足

養育する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

■手続き

福祉課または各総合支所および各出張所

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

重度心身障害者に医療費を助成しています

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定の障害等がある人が医療を受けた際の医療費を公費で負担する制度です。

本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならないと

ころですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。

■対象となる人

- ①身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
- ②療育手帳Aをお持ちの方
- ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④障害年金1級の受給者
- ⑤特別児童扶養手当1級の受給者等

■助成の要件

障害所持要件の該当者で一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。(所得制限額については福祉課にお問い合わせください。)

なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受給者証を今月末までに郵送します。

■手続きに必要なもの

印鑑、健康保険証、対象に

なる要件が確認できるもの(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など)

■受給者証有効期間

7月1日(日)〜平成25年6月30日(日)まで

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

教科書見本等展示します

■期限

7月31日(火)まで

■時間

午前8時30分〜午後5時15分

■場所 町教育委員会(東和総合センター内)

■問い合わせ

教育委員会 学校教育課
☎0820(78)2204

二一ト・引きこもり

の方の職業的自立を応援します

厚生労働省と山口県からの委託・周南市からの協力を受けて、若者の職業的自立のための無料総合相談窓口「しゅうなん若者サポートステーション」を設置しました。

ぜひ、一度サポステにご連絡ください。どうぞ、お気軽にご相談ください。

特設人権相談所

- ◆日時 7月2日(月) 午前9時30分〜正午
- ◆場所 大島庁舎
- ◆相談内容 法律、人権、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配事
- ◆相談員 人権擁護委員
- ◆問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

■対象

概ね15歳以上40歳未満で現在働いていない人、およびその保護者

■相談日

- 6月27日(水)・7月25日(水)
- 8月22日(水)・9月26日(水)
- 10月24日(水)・11月28日(水)
- 12月26日(水)
- 平成25年 1月23日(水)・2月27日(水)
- 3月27日(水)

※要予約

■相談料 無料

■時間割 1回40分

- ①午前10時〜10時40分
- ②午前11時〜11時40分

今年の夏はちょっと違う！ 骨盤矯正ヨガ&アクアビクス 参加者募集

◆今年の夏のB & G海洋センタープールはひと味違う！

今、注目されている“骨盤”！骨盤の歪みを整えることによって人間が本来もつ正しい姿勢と骨格を取り戻すことができます。

また、骨盤の歪みを直すことによって脂肪を貯めやすい体質が改善されるため、ダイエットの効果も抜群です。

◆骨盤を整えアクアビクスで脂肪燃焼！

アクアビクスでは水中で全身運動を行います。水の抵抗を使って筋力アップ、浮力を使ってリラックス・・・いいこと尽くめの骨盤矯正ヨガ&アクアビクスでこの夏は決まりです！どなたでも大歓迎です。

◆日程

7月		8月	
木曜日	土曜日	木曜日	土曜日
26日	21日	2日	4日
	28日	9日	

◆時間（矯正ヨガ30分・アクアビクス30分）

木曜日 午前10時30分～11時30分

土曜日 午後5時30分～6時30分

◆インストラクター

吉福教子先生

◆申込要件

アクアビクスはココカラ会員でないと参加できません。

※当日入会可能です。

◆受講料 1回 500円

◆会費

ココカラ未加入の方は年会費（2,000円～3,000円 家族割引あり、保険料を含む）を添えて入会をお願いします。

◆参加対象者

中学生以上のココカラ会員

◆場所

周防大島町B & G海洋センタープール（西三蒲）

◆持参するもの

タオル、水着、水泳キャップ、会員証

◆後援 周防大島町教育委員会

◆問い合わせ

NPO法人ココロとカラダ研究会事務局
（周防大島町B & G体育館内）

☎080（1919）1857

甲種防火管理新規講習

・7月24日(火)

■日時

☎0834（27）6270

■問い合わせ

しゅうなん若者サポートステーション

※専門のキャリアアカウンセラや臨床心理士が対応します。相談内容や個人情報が入るに漏れることはありません。

■場所

柳井中央公民館

- ③午後1時～1時40分
- ④午後2時～2時40分
- ⑤午後3時～3時40分

※講習は2日間となります。

■講習場所

柳井市文化福祉会館

■受講料（テキスト代）

3800円

■受講手続き

柳井消防署または最寄りの出張所で受講申込書を受取り、必要事項を記入のうえ、柳井消防署または最寄りの出張所へお申し込みください。

※受講申込書は、柳井地区広域消防組合のホームページからもダウンロードできます。

午前9時～午後5時

・7月25日(水)

午前9時～正午

■受付期間

6月18日(月)～7月6日(金)

■問い合わせ

柳井地区広域消防本部

予防課

☎0820（23）7774

看護職再就職支援セミナー

周東総合病院では、看護の仕事からしばらく離れている方や、病院での看護業務に興味を持っていらっしゃる方への体験研修を開催します。

■日時

7月22日(水)・23日(木)
午前9時30分～午後3時

※1日だけの参加でも可

■会場 周東総合病院

東館7階会議室

■対象 助産師・看護師

■募集人数 10名

■費用 無料

■申込期限 7月16日(月)

■申し込み・問い合わせ

周東総合病院 金子・森田

☎0820（22）3456

■開催場所および日時

○大島文化センター

7月22日(水)

○久賀総合センター

7月3日(火)・8月2日(木)

○橘総合センター

7月2日(月)・8月1日(水)

※時間はどの会場も午後3時～6時

■問い合わせ

自衛隊山口地方協力本部

柳井地域事務所

☎0820（22）8199

催し

「小さな親切」運動

周防大島支部 推進大会

このたび「小さな親切」運動周防大島支部は平成24年度推進大会を開催します。

■日時

7月14日(土)

午前10時～正午

■記念講演 11時～正午

・演題

「大切なものが失われていく豊かさの中で」

・講師

阿弥陀寺住職

久賀保育園園長 三谷俊雄氏

■場所 大島文化センター

■後援 周防大島町

■問い合わせ 「小さな親切」

運動周防大島支部

☎0820(74)2405

島のくらしをおすすめ

〜夏コース〜

○大島食文化の伝承

・内容 てんぐさ料理、ひじき料理ほか

・日時 7月5日(木)

午後1時～4時

・場所 橋総合センター(西)

安下庄)

・体験料 1000円

・受入人数 5人～10人

・募集締め切り 6月26日(火)

○布わらじづくり

・日時 7月8日(日)

午後1時～4時

・場所 橋総合センター(西安下庄)

・体験料 1500円

・受入人数 7人

・募集締め切り 6月28日(木)

※作業しやすい服装でご参加ください。

○焼肉のタレづくり

・日時 7月21日(土)

午後1時～4時

・場所 周防大島町農産物加工センター(東安下庄)

・体験料 1500円

・受入人数 10人

・募集締め切り 7月11日(水)

○みかんの摘果体験とジュースづくり

・日時 8月1日(水)

午前8時30分～11時30分

・場所 大島地区 実施者宅(東屋代)

・体験料 500円

・受入人数 10人

・募集締め切り 7月20日(金)

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネット

ワーク事務局(農林課内)
☎0820(79)1002

周防大島文化交流講座

のご案内

野菜の栽培に関する講演会を開催しますので、みなさまふるってご参加ください。

■講師

熊井健二氏

(八木種苗店店主)

■演題

「お天道様にご機嫌伺い、野菜を育てて死ぬまで生きよう」

■日時 7月8日(日)

午後2時～4時

■会場

東和総合センター

ふるさと研修室

■定員 60名

(参加多数の場合は先着順)

■参加費 500円

■申し込み・問い合わせ

周防大島文化交流センター

☎0820(78)2514

やまびこコーラス25周年

記念演奏会

「ひびけやまびこ平和の祈りを歌声にのせて」

■曲目

見上げてごらん夜の星を

千の風になって
ふるさと

おぼろ月夜

明日という日が ほか

■日時

7月8日(日)

午後2時開演

■会場

大島文化センター ホール

■入場料

無料

■後援

周防大島町教育委員会

■問い合わせ

やまびこコーラス

代表者 弘中芳子

☎0820(74)4699

第8回 安下庄海の市

◆日時 6月24日(日) 午前9時から午後1時

◆場所 橋グリーンパーク横漁協管理地
(橋庁舎南東側)

※出店希望者は6月22日(金)までに申し込みください。

◆申し込み・問い合わせ

山口県漁協安下庄支店

☎0820(77)1003

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です
雇入れ・離職の際の届出と適切な雇用管理は
事業主の責任です

○外国人(特別永住者を除く)労働者の雇入れ・離職の際には、その氏名、在留資格等についてハローワークへの届出が必要です。ハローワークでは、この届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行ないます。また、事業主の方が外国人雇用状況の届出にあたり、在留資格等を確認することにより、不法就労の防止が図られます。

○労働関係法令および社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう雇用管理の改善等に努めてください。

◆問い合わせ

山口労働局職業対策課 ☎083(995)0383

柳井公共職業安定所 ☎0820(22)2661

竜崎温泉温水プール指導日
(6月21日～7月20日)

実施日	
6月	21日(木)、22日(金)、26日(火)、27日(水)、 28日(木)、29日(金)
7月	3日(火)、4日(水)、5日(木)、6日(金)、 10日(火)、11日(水)、12日(木)、13日(金)、 18日(水)、19日(木)、20日(金)

※ 65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。

指導時間は午前10時～午後3時30分です。
実施日等は事情により変更することがあります。

◆問い合わせ

介護保険課 介護予防班
☎0820(77)5530

「やまぐち森林づくり県民税」
を活用した森林の整備

山口県では、本年度も「やまぐち森林づくり県民税」を活用した次の事業を実施します。

荒廃したスギ・ヒノキの人工林や繁茂拡大した放置竹林でお困りの方は、ご相談ください。

なお、事業対象の森林には一定の基準がありますので、詳細は下記へお問い合わせください。

1 公益森林整備事業

長期間放置され荒廃している36年生以上のスギ・ヒノキ人工林を対象に、40%以上の強度間伐を行います。

2 竹繁茂防止緊急対策事業

公共施設や住宅地周辺などの繁茂拡大した放置竹林の、緊急的な伐採を行います。

●問い合わせ

岩国・柳井農林事務所森林部 ☎0827(29)1565
農林課 ☎0820(79)1002



子どもの育ちと子育て支援

汗ばむ季節となりましたが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。今回は、子育てについて母子保健活動を通して感じていることをお伝えしたいと思います。

子どもには、生まれ持った個性や性格があるとともに、一人一人が様々な能力や才能を持っています。そして、その力を伸ばし、発揮していくために、子どもが育つ環境が大切だと感じています。

子どもが育つ環境、育児において重要なことは、子どもの生活リズムを整えることです。生活リズムが整わず、便秘や寝不足といった状態は、落ち着かなさや集中力の弱さ等の原因となり、1日の活動に影響を及ぼします。

▼毎朝、気持ち良く子どもたちを保育園や学校に送り出していますか？

朝は時間がなく、慌ただしく過ごし

周防大島町保健師

松本 可奈子

(健康増進課 健康づくり班)

がちですが、1日の調子は朝のスタートで決まるといっても過言ではありません。朝が慌ただしく、落ち着かない状態で登園(登校)すると、その状態のまま園や学校生活を過ごしてしまうため、活動になかなか集中できません。活動的な1日を過ごすためには、朝の時間を穏やかに過ごし、気持ちよく登園(登校)できることが大切で、そのためには、子どもだけでなく、子どもたちを送り出す家族も、時間や気持ちに余裕を持つことが必要だといえます。

一度、家族で生活リズムを見直してみませんか。

私たち保健師は、子どもたちの成長を保護者の方と一緒に見守り、応援していきたいと思っています。お子さんの育ちや、子育てにおいて気になることは、気軽にご相談ください。

■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班
☎0820(77)5504

6月		5日(木)	
21日(木)	子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 (13:00～15:00(受付)久賀健康管理センター)	健康相談(8:30～11:30 久賀総合支所)	
22日(金)	子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 (13:00～15:00(受付)久賀健康管理センター)	健康相談(8:30～11:30 たちばなケアプラザ) こころの健康相談(久賀福祉センター【要予約】) 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎77-5504	6日(金)
23日(土)	B & G プールでヨット体験(13:00～17:00 B & G プール)		7日(土)
24日(日)	休日在宅当番医(川口医院☎78-0306) 安下庄海の市(9:00～13:00 橘グリーンパーク横)	休日在宅当番医(嶋元医院☎74-2310) ビーチバレー大会(9:00～15:00 片添) 郡陸上競技大会(8:30～16:00 陸上競技場) 周防大島文化交流講座(14:00～16:00 東和総合センター) やまびこコーラス25周年記念演奏会 (14:00～ 大島文化センター)	8日(日)
25日(月)	結核・肺がん検診(9:00～13:50 安下庄地区)	胃がん・大腸がん検診(容器配付) (7:00～9:00(受付)蒲野農村環境改善センター)	9日(月)
26日(火)	子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 (13:00～15:00(受付)日良居出張所)	胃がん・大腸がん検診(容器配付) (7:00～9:00(受付)蒲野農村環境改善センター)	10日(火)
27日(水)			11日(水)
28日(木)	育児相談(10:00～11:30 しまとびあスカイセンター) 子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 (13:00～15:00(受付)たちばなケアプラザ)	胃がん・大腸がん検診(容器配付) (7:00～9:00(受付)沖浦農村環境改善センター)	12日(木)
29日(金)	子宮(頸部)がん検診・乳がん検診 (13:00～15:00(受付)たちばなケアプラザ)	育児相談(10:00～11:30 たちばなケアプラザ)	13日(金)
30日(土)		小さな親切運動周防大島支部推進大会 (10:00～12:00 大島文化センター) 親子3S体験キャンプ in 周防大島～16日まで 【申込先】周防大島町B & G 海洋センター☎74-5300	14日(土)
7月		休日在宅当番医(野村医院☎76-0017)	15日(日)
1日(日)	休日在宅当番医(安本医院☎73-0822) 郡スポ少交歓大会(8:20～15:00 東和グラウンド他)	休日在宅当番医(おげんきクリニック☎74-2490) 郡ソフトテニス大会(9:00～15:00 長浦)	16日(月)
2日(月)		育児相談(10:00～11:30 久賀福祉センター 集会室) 胃がん・大腸がん検診(容器配付) (7:00～9:00(受付)沖浦農村環境改善センター)	17日(火)
3日(火)	健康相談(8:30～11:30 東和総合支所)		18日(水)
4日(水)	健康相談(8:30～11:30 しまとびあスカイセンター) 育児相談(10:00～11:30 東和総合センター2階和室)	胃がん・大腸がん検診(容器配付) (7:00～9:00(受付)しまとびあスカイセンター)	19日(木)
		不妊専門相談会(15:00～17:00 柳井健康福祉センター) 【要予約】柳井健康福祉センター☎0820-22-3631 ※申込締切日:7月13日まで	20日(金)
		健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820(77)5504	

《7月の柳井健康福祉センター定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	11日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	11日(水)	10:00～10:30
HTLV-1抗体検査	11日(水)	10:30～11:00
エイズ抗体検査	11日(水)	14:00～16:00

相談内容	実施日	時間
発達クリニック	12日(木)	13:00～16:00
心の健康相談	17日(火)	13:00～14:00
不妊専門相談	20日(金)	15:00～17:00
思春期・ストレス相談	27日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーはPDF版では掲載していません。

今月の納期

町県民税 第1期分
納期限 7月2日(月)

人の動き (6月1日現在)

人口	19,100人	(27人減)
男	8,682人	〈人口増減内訳〉 増：出生 5人 転入 50人 小計 55人 減：死亡 47人 転出 35人 小計 82人
女	10,418人	
世帯数	10,219戸	(14戸減)

周防大島町交通事故発生状況 (平成24年4月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
17	0	21
前年比		
-8	-1	-7

物損事故件数		
件数	前年比	増減
97	前年比	+8

周防大島町ホームページ

http://www.town.suo-oshima.lg.jp

Eメール

seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp

このコーナーはPDF版では掲載していません。

発行◆山口県周防大島町

編集◆政策企画課（周防大島町大字小松126-2）

☎0820(74)1007

印刷◆(有)中国印刷社 ※広報すおう大島は再生紙を使用しています。